

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所  
理事会規程

(平成29年4月1日規程第9号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）の理事会に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 理事会は、理事長、副理事長、理事及び監事（以下「構成員」という。）をもって構成し、理事長がこれを総括する。

(審議事項)

第3条 理事会は、法人の業務運営に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人の運営に関する基本方針その他重要方針に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 決算に関する事項
- (5) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 重要な規定の制定又は改廃に関する事項
- (7) その他法人の業務運営に関する重要事項

(招集)

第4条 理事会は、理事長が必要と認める場合に招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第5条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第6条 理事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議長の職務代行)

第7条 議長に事故があるときは、副理事長が議長の職務を行う。

(議事録)

第8条 議長は、理事会の議事について議事録を作成するものとする。

(庶務)

第9条 理事会の庶務は、総務部において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。